注記

１ 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（定額法）

　 本組合では該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価

　 本組合では該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

本組合では該当なし

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

本組合では該当なし

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 　 　8年～50年 （建物付属設備を含む。）

工作物 　10年～40年

物品 　 　2年～17年 （機械器具を含む。）

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

　 ③ リース資産

　　　 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

本組合では該当なし

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

　　　 本組合では該当なし

② 徴収不能引当金

　 本組合では該当なし

③ 退職手当引当金

　　　 本組合では該当なし

④ 損失補償等引当金

　　 本組合では該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

　なし

3 重要な後発事象

　なし

4 偶発債務

　なし

5 追加情報

⑴ 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の取扱い

　 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑵ 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

　　　 売却可能資産なし

② 減債基金に係る積立不足額

　 なし

③ 基金借入金（繰替運用）

　　　 なし

④ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

　　　 なし

⑶ 行政コスト計算書に係る事項

　　 なし

⑷ 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

　　① 基礎的財政収支　46百万円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支 44百万円

投資活動収入の国県等補助金収入　　　　　 - 百万円

減価償却費 △101百万円

賞与等引当金繰入額（増減額） 　 0百万円

純資産変動計算書の本年度差額 △57百万円

　　③　一時借入金

　　　　なし

　　④　重要な非資金取引

　　　　なし